

野焼きについて正しい理解を

～野焼きは法律で原則禁止されています～

野焼きは、環境汚染、煙や悪臭による健康被害、火災の原因となるだけでなく、火災と間違えた通報による消防車の出動など、近隣への迷惑となります。ごみは野外焼却せず、分別して収集日に出しましょう。



禁止されています

ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘っての焼却
構造基準を満たしていない焼却炉での焼却
ビニール、プラスチック類、廃タイヤなどの野外焼却



消防署への届出は野焼きを許可するものではありません

「火災と紛らわしい煙、火災が発生するおそれのある行為」を行う場合は届出が必要となります。

違反すると

懲役5年以下または1千万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはその併科に処せられる場合があります。

野焼きの例外

地方公共団体などが行う施設管理目的の廃棄物の焼却(河川・道路管理者の草焼き)
震災、風水害、火災、凍霜害予防、応急対策または復旧のための焼却(災害時対策)
風俗習慣上、宗教上の行事に必要な焼却(塔婆の供養焼却など)
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ず行う廃棄物の焼却(焼き畑、あぜ草及び下枝の焼却)
※草刈りなどで出たごみの焼却は罰則対象です。
たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

やむを得ず野焼き(例外)を行う場合は

- ・近隣へ事前周知を行う
- ・夜間は実施しない
- ・風向き、風の強い日など天候に気をつけ、周辺環境に配慮する
- ・燃やす量は少しずつとし、必要最小限にする
- ・消火したことを必ず確認する



問合せ 環境課環境衛生担当 ☎0480(92)1111 内線282・283

ストップ! 滞納

10～12月は滞納整理強化月間です



税金は、医療や教育の充実、安全や秩序の維持など、暮らしを豊かにする市のたいせつな財源です。納期限までに納付してください。

税を滞納すると

督促状や催告書の送付、電話による勧奨で、**自主納付**をお願いします。

それでも納付がない場合は、法律に基づき財産調査を行い、預貯金、給与、生命保険、不動産などの**差押え**をします。



納税が困難な場合へ

まずは相談をしてください。開庁時間外でも相談ができるよう、休日納税相談窓口を開設しています。

休日納税相談窓口

開設日▶原則、毎月第4日曜日
時間▶午前9時～正午
場所▶市役所1階 税務課



問合せ 税務課徴収管理担当 ☎0480(92)1111 内線126～128・193